

ファミリー・サポート・センター、 こども緊急さぽねっとの 利用料助成制度について

○助成対象者

旭川市に居住している 依頼・利用会員の方 全員



○助成金額（世帯の状況によって助成金額が変わります。）

①市民税非課税世帯

会員となっている方の世帯が非課税（夫婦が非課税。同居している他世帯の方（祖父母等）の課税・非課税は問いません）。

②ひとり親世帯等

会員となっている方が、児童扶養手当証書やひとり親家庭等医療費受給者証をお持ちの場合などのときに該当します。なお、所得制限などで、児童扶養手当証書やひとり親家庭等医療費受給者証をお持ちでない方も対象となりますので、旭川市子ども総合相談センターへお問合せください。

⇒ 1回の利用料の5分の1を依頼・利用会員の負担とし、その差額（5分の4）を提供・スタッフ会員に旭川市がお支払いたします。（交通費などの実費、キャンセル料は除きます。）

例）ファミリーサポートセンターで1時間の援助を依頼した場合、利用料として700円がかかりますが、助成対象者であれば、100円（※）となります。残り600円は、旭川市が提供会員にお支払します。 ※ 利用料の5分の1（100円未満は四捨五入）

③その他の世帯

上記①・②に該当しない全ての世帯の方。

⇒ 1回の利用料の2分の1を依頼・利用会員の負担とし、その差額（2分の1）を提供・スタッフ会員に旭川市がお支払いたします。（交通費などの実費、キャンセル料は除きます。）

例）ファミリーサポートセンターで1時間の援助を依頼した場合、利用料として700円がかかりますが、助成対象者であれば、400円（※）となります。残り300円は、旭川市が提供会員にお支払します。 ※ 利用料の2分の1（100円未満は四捨五入）

○利用の手続

- 1 ファミリーサポートセンター、こども緊急さぼねっとの依頼・利用会員の登録と併せて手続を行います。

■登録手続先

旭川市東光 11 条2丁目 2-9

特定非営利活動法人 旭川NPOサポートセンター

電話：0166-74-5380

■登録に必要なもの

○共通（全ての方）

- ・ファミリーサポートセンター、上川中部こども緊急さぼねっとの会員証
- ・印鑑

○非課税世帯に該当される方

登録申請の時期が、1月から6月までは、前の年の1月1日時点、
7月から12月までは、その年の1月1日時点において、

- ・旭川市に住民票があった方→同意書又は課税証明書
- ・旭川市に住民票がなかった方→上記の時点でお住まいだった市町村長が証明した非課税であることが分かる書類（夫婦2人分）

○ひとり親等に該当される方

- ・児童扶養手当証書又はひとり親家庭等医療費受給者証
- ・上記の証書等をお持ちでない方は、問合せ先に必要な書類を御確認ください。

※ 市民税非課税世帯 及び ひとり親世帯等 に該当する方は、毎年8月に更新の手続が必要です（別途、御案内いたします）。

- 2 登録が完了しましたら、援助活動を利用します。

- 3 援助活動が終了しましたら、利用料の 5分の1 又は 2分の1 の金額を提供・スタッフ会員にお支払ください。

- 4 提供・スタッフ会員から援助活動の報告を頂いた後に、提供・スタッフ会員へ直接、旭川市から利用料の差額（5分の4 又は 2分の1）をお支払します。



○ファミリーサポートセンターは、保育園や幼稚園などへの送迎やその前後の預かりなどを必要とする会員に対して、援助を行いたい会員が援助する制度です。
○こども緊急さぼねっとは、会員が子どもの病気や急な残業などで、緊急に子どもを預けたいときに、援助を行いたい会員が援助する制度です。

分からないこと、確認したいことがありましたら、下記にお問合せください。

【問合せ先】

旭川市子ども総合相談センター TEL 0166-26-5500